

令和7年度（2025年度）熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金交付要綱

公益社団法人熊本県トラック協会会長

（通則）

第1条 熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下、「規則」という。）、熊本県商工労働補助金等交付要項、熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 燃料費等の価格高騰の影響に加え、物流の2024年問題への対応など、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、価格高騰等の影響を緩和することで、物流の効率化への取組みを促進し、安定した貨物運送の維持を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、交付要領の別表に規定する者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (6) 熊本県税に未納がある者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと公益社団法人熊本県トラック協会会長（以下、「会長」という。）が認める者

2 会長は、第1項第5号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長宛て照会することができる。

（補助対象経費及び補助金額等）

第4条 補助対象経費、補助金額、補助限度額及び補助対象物品は別表1から3のとおりとする。

（補助事業の実施期間）

第5条 補助事業の実施期間は、交付決定の日から会長が別に定める日までとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、電子又は別記第1号様式による交付申請書に次の各号に定める書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、会長

に提出しなければならない。

(1) 法人事業者

- ①補助対象車両内訳書（別記第2号様式）
- ②補助対象車両の有効な自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- ③エコタイヤ購入時の請求書及び領収書
- ④エコタイヤ販売証明書（別記第3号様式）
- ⑤誓約書（別記第4号様式）
- ⑥熊本県税に未納の税額がないことが証明された納税証明書
- ⑦次のアからエに掲げる、いずれかの書類の写し
 - ア 一般貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - イ 特定貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ウ 貨物軽自動車運送事業経営届出書又は熊本県内営業所新設の変更等届出書
 - エ 第二種貨物利用運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
- ⑧直近の決算期における決算書類の写し（法人が申請する場合）
- ⑨振込口座の記載事項が確認できる金融機関通帳の写し
- ⑩その他会長が必要と認める書類

(2) 個人事業主

前号に掲げる書類に加え、次の①から③に掲げる書類の写し

- ①本人確認書類（申請者本人の運転免許証等（免許情報記録確認書又は運転経歴証明書を含む）等の写し）
- ②令和7年1月1日以降に提出した確定申告書（令和7年創業の場合は経営届出書）
- ③貨物自動車運送事業に係る営業実績を確認できる書類（帳簿等）

（交付の決定及び確定等）

第7条 会長は、前条の規定による申請書及び添付書類の提出があった場合には、内容審査を行い、適当と認めた場合は、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び交付額の確定通知は、別記第5号様式により行うものとする。

（不交付の決定）

第8条 会長は、前条第1項の内容審査を行い、第3条および第4条に定める要件に該当しないと認めた場合は、補助金の不交付決定を行い、その通知は別記第6号により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する請求は、第6条の定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

（請求）

第10条 規則第16条に規定する請求は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 会長は、支援対象事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、交付決定の取消し又は変更を行い、その通知は別記第7号により行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 会長は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を支援対象事業者に命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)6月13日から適用する。

別表1(第4条関係)

○支援区分1台ごとの補助限度額

支援区分	1台当たり 支給限度額	自動車検査証の記載事項				
		自動車の 種別	用途	自家用・ 事業用の別	使用の本拠の 位置	使用者の氏名又 は名称
普通・小型 貨物自動車	50,000円	普通・小型	「貨物」 又は 「特種」	事業用	熊本県内の住 所であること	申請者と同一の 個人又は法人
軽貨物 自動車	4,000円	軽自動車				

別表2(第4条関係)

○1事業者ごとの補助限度額

支援区分	保有台数	事業者当たりの補助限度額
普通・小型貨 物自動車	1台～15台	10万円
	16台～40台	15万円
	41台以上	20万円
軽貨物自動車	1台～5台	1万2千円
	6台～10台	2万円
	11台以上	2万4千円

※ 電気自動車、霊柩車、被牽引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外とする

※ リース車両を含む。ただし、自動車検査証に記載の使用者が、申請者と同一の個人又は法人であること

※ 「熊本」ナンバーの車両であること

※ エコタイヤの金額は税別、工賃及び付属品は除く

※ 「普通・小型貨物自動車」及び「軽貨物自動車」を重複して保有する者は、いずれかのみ申請とすること

※ エコタイヤは令和7年4月1日以降に購入したものを対象とする

別表3（第4条関係）

【一般貨物】			
メーカー名	商品名	型式	備考
ブリヂストン	エコピア (EC OPIA)	M801II	トラック・バス用オールシーズン
		W911II	トラック・バス用スタッドレス
		W901	〃
		R214	小型トラック・バス用
		M812	小型トラック・バス用オールシーズン
		R710	バン・小型トラック用
	再生タイヤ	M81C	トラック・バス用オールシーズン
		W911	トラック・バス用スタッドレス
ダンロップ	エコルト (EC ORUT)	SP628	トラック・バス用オールシーズン
		SP128	トラック・バス用リブ
		SP088	トラック・バス用スタッドレス
		SP068	〃
	エナセーブ (E NASAVE)	SP688 ACE	トラック・バス用オールシーズン
		SPLT50M	小型トラック・バス用リブ
		SPLT58	EV小型トラック用リブ
		VAN01	バン用
	再生タイヤ	SP688R	トラック・バス用オールシーズン
		SP068R	トラック・バス用スタッドレス
ヨコハマタイヤ	ゼン (ZEN)	702ZE-i	トラック・バス用オールシーズン
		102ZE	トラック・バス用リブ
		902ZE	トラック・バス用スタッドレス
		902ZE Spec-2	〃
	YOKOHAMA	905W	トラック・バス用スタッドレス
		904W	〃
	ブルーアース	711L	トラック・バス用オールシーズン
		722L	〃
		LT152R	小型トラック用リブ
		VAN ALL SEASON RY61	バン・小型トラック用オールシーズン
		VAN RY55	バン用
	プロフォースエコ	LT752R	小型トラック用オールシーズン
	アイスガード	IG91	小型トラック用スタッドレス
		IG91 for VAN	バン用スタッドレス

トーヨータイヤ	ナノエナジー (NANOENERGY)	M676	トラック・バス用オールシーズン
		M176	トラック・バス用リブ
		M134E	小型トラック・バス用リブ
		M151EV	小型EVトラック用リブ
		M966	トラック・バス用スタッドレス
		M951EV	EV小型トラック用スタッドレス
	デルベックス (DELVEX)	M634	小型トラック・バス用オールシーズン
		M135	小型トラック・バス用リブ
		M934	小型トラック用スタッドレス
		M935	小型トラック・バス用スタッドレス
		V03E	バン用
—	M939	トラック・バス用スタッドレス	
ミシュラン	エックスライン	X One LINE ENERGY D2	トラック・バス用
		X LINE ENERGY F	トラック用
		X One LINE GRIP D	トラック用スタッドレス
	エックスマルチ	XJE4 MIX ENERGY	トラック・バス用オールシーズン
		XZN+ MIX ENERGY	〃
		X MULTIGRIP Z	〃
		X MULTID	〃
		X MULTID+	〃
		X MULTIZ2	トラック・バス用
		X MULTIEENERGY Z	トラック用
		X MULTIT2	〃
	エックスマルチ スタッドレス	XDW ICE GRIP	トラック用スタッドレス
		XJS WINTER GRIP+	〃
	エックスインシティ	X INCITY EV Z	トラック・バス用
	エックスワークス	X One XZY3	トラック用オールシーズン

		X O n e M U L T I E N E R G Y T	トラック用
チャオヤンタイヤ (中国メーカー)	—	AZ534	トラック・バス用オールシーズン
		AZ534+	〃
		AZ650	〃
		CSR+1W	〃
		CR960A	〃
		CR976A	〃
		AZ850	〃
		AT161	〃
		NS785	トラック・バス用スタッドレス
		NZ788	〃
		NZ780	〃
		NZ782	〃
タッチョー (中国メーカー)	SAILUN(サイロン)	S880	トラック・バス用オールシーズン
		SW05	トラック・バス用スタッドレス
		SDW1	〃
	ROVELO(ロベロ)	RAM80	トラック・バス用オールシーズン
【軽貨物】			
メーカー名	商品名	型式	備考
ブリヂストン	エコピア(ECOPIA)	R710	軽貨物用
		R710A	軽貨物用
		R680	〃
ダンロップ	エナセーブ(ENASAVE)	VAN01	軽貨物用
ヨコハマタイヤ	ブルーアース	VAN ALL SEASON RY61	軽貨物用オールシーズン
		VAN RY55	軽貨物用
	ジョブ(JOB)	RY52	軽貨物用
	アイスガード	IG91 for VAN	軽貨物用スタッドレス
※対象商品については、メーカーが低燃費(エコ)タイヤとして推奨し、低燃費・省燃費がデータとして示されていること。			
※ブリヂストンR710、ダンロップVAN01、ヨコハマタイヤVAN ALL SEASON RY61、VAN RY55、IG91 for VANについては、一般貨物、軽貨物共用。			

公益社団法人熊本県トラック協会 様

令和7年度（2025年度）熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金交付申請書兼請求書

熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づく標記補助金の対象となることから、同要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、その支払いを請求します。

（注）行政書士法第2条第1項の規定により定める者以外が、申請者本人から報酬を受けて行う代理申請は法令違反です

（注）申請者情報は、貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法に基づく許可、認可、届出のとおり記入してください（現在の会社情報と相違する場合は、関係法令に基づく手続きを熊本運輸支局で行った後に申請してください）

1 申請者兼請求者（熊本県トラック協会 会員 非会員）（該当箇所に「✓」）

法人所在地	郵便番号	〒	—
	住所		
法人名 <small>※株式会社など、(株)と省略せずに記載。</small>	フリガナ		
法人番号（13桁）			
代表者 職名・氏名			
熊本県内営業所等 <small>※申請者が県外事業者（本社が他県）の場合は、熊本県内の代表する認可営業所を記載して下さい。</small>	営業所等名		
	郵便番号	〒	—
	営業所等住所		
申請担当者 所属・職名・氏名	所属：		
	職名：		
	氏名：		
連絡先	電話番号（平日の日中連絡可能なもの）		
	メールアドレス（必須）		
経営する事業（該当事業に「✓」を付す）	<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	
	<input type="checkbox"/>	特定貨物自動車運送事業	
	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業	
	<input type="checkbox"/>	貨物軽自動車運送事業	

2 申請額

事業種別	申請額の計算			左の計算結果	
普通及び小型貨物自動車	タイヤ1本あたり5千円	×		本	円
軽貨物自動車	タイヤ1本あたり1千円	×		本	円
合計額					円

申請・請求額 円※事務局記載欄 交付決定額 円

（□に✓を記入してください）

- 本申請書兼請求書の記載内容は、事実と相違ありません。また、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法に基づく許可、認可、届出のとおりです。
- 本申請において報告数値等に虚偽があった場合は、本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- 公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」といいます。）又は協会が委託する事務局（以下「事務局」といいます。）より、根拠資料の提出依頼があった場合は、速やかに提出に応じることに同意します。
- 協会から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。協会が必要と判断した場合は、申請者の個人情報（法人の場合は代表者のもの）を熊本県警察本部長に提供することに同意します。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

- 申請に当たり提供した情報について、国又は地方公共団体から協会に対して、その所管する事務に必要な範囲で提供の依頼があった場合、協会が提供することに同意します。

3 振込口座 ※申請者の口座内容を通帳どおりに正確に記載してください。

口座名義							
フリガナ							
金融機関名					金融機関コード		
支店等名					支店等コード		
預金種目 (いづれかに「○」)	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()						
口座番号							※右詰めで記載してください。

【添付書類】

- (1) 補助対象車両内訳書 (別記第2号様式)
- (2) 補助対象となる車両の「自動車検査証記録事項」の写し ※内訳書記載の順に並べること。
- (3) 次の①から④に掲げる、いずれかの書類の写し
 - ①一般貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ②特定貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ③第二種貨物利用運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ④貨物軽自動車運送事業経営届出書又は熊本県内営業所新設の届出書

※ただし、許可書等の記載事項と上記1 (申請者兼請求者欄) の記載内容とが相違する場合は、それを証明する熊本運輸支局の受付印が押印された貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法に基づく届出書等の写しを別途添付すること。

- (4) 申請対象エコタイヤを購入し、納品を受けたことを証する書面
(メーカー名・商品名・型式・購入本数・単価・請求金額・発行年月日が明記されたもの)
- (5) 上記(4)に係る支払いをしたことを証する書面
(領収書又は金融機関振込通知書等の写し)
- (6) 振込口座の記載事項が確認できる金融機関通帳の写し
(通帳の見開き部分などカタカナの名義がわかるもの)
- (7) 熊本県税に未納の税額がないことが証明された納税証明書

公益社団法人熊本県トラック協会 様

令和7年度（2025年度）熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金交付申請書兼請求書

熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づく標記補助金の対象となることから、同要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、その支払いを請求します。

- (注) 行政書士法第2条第1項の規定により定める者以外が、申請者本人から報酬を受けて行う代理申請は法令違反です
- (注) 申請者情報は、貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法に基づく許可、認可、届出のとおり記入してください（現在の会社情報と相違する場合は、関係法令に基づく手続きを熊本運輸支局で行った後に申請してください）

1 申請者兼請求者 (熊本県トラック協会 会員 非会員) (該当箇所「✓」)

自宅住所	郵便番号	〒	—
	住所		
氏名	フリガナ		
事業所	屋号		
	郵便番号	〒	—
	事業所住所		
連絡先	電話番号（平日の日中連絡可能なもの）		
	メールアドレス（必須）		
経営する事業（該当事業に「✓」を付す）	<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	
	<input type="checkbox"/>	特定貨物自動車運送事業	
	<input type="checkbox"/>	貨物軽自動車運送事業	
	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業	

2 申請額

事業種別	申請額の計算			左の計算結果	
普通及び小型貨物自動車	タイヤ1本あたり5千円	×	本		円
軽貨物自動車	タイヤ1本あたり1千円	×	本		円
合計額 ※ただし、合計額は、車種別、保有台数別の支援上限額の和を超えないこと。					円

申請・請求額	円	※事務局記載欄	交付決定額	円
--------	---	---------	-------	---

(□に✓を記入してください)

- 本申請書兼請求書の記載内容は、事実と相違ありません。また、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法に基づく許可、認可、届出のとおりです。
- 本申請において報告数値等に虚偽があった場合は、本補助金の支払いを中止され、交付を受けた本補助金を返還することに同意します。
- 公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」といいます。）又は協会が委託する事務局（以下「事務局」といいます。）より、根拠資料の提出依頼があった場合は、速やかに提出に応じることに同意します。
- 協会から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する

- 暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。協会が必要と判断した場合は、申請者の個人情報（法人の場合は代表者のもの）を熊本県警察本部長に提供することに同意します。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。
- 申請に当たり提供した情報について、国又は地方公共団体から協会に対して、その所管する事務に必要な範囲で提供の依頼があった場合、協会が提供することに同意します。

3 振込口座 ※申請者の口座内容を通帳どおりに正確に記載してください。

口座名義							
フリガナ							
金融機関名					金融機関コード		
支店等名					支店等コード		
預金種目（いづれかに「○」）	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他（ ）						
口座番号							※右詰めで記載してください。

【添付書類】

- (1) 補助対象車両内訳書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象となる車両の「自動車検査証記録事項」の写し ※内訳書記載の順に並べること。
- (3) 次の①から④に掲げる、いずれかの書類の写し
 - ①一般貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ②特定貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ③第二種貨物利用運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
 - ④貨物軽自動車運送事業経営届出書又は熊本県内営業所新設の届出書

※ただし、許可書等の記載事項と上記1（申請者兼請求者欄）の記載内容とが相違する場合は、それを証明する熊本運輸支局の受付印が押印された貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法に基づく届出書等の写しを別途添付すること。
- (5) 振込口座の記載事項が確認できる金融機関通帳の写し
（通帳の見開き部分などカタカナの名義がわかるもの）
- (6) 本人確認書類の写し（運転免許証の表・裏の両面。）
- (7) 令和7年1月1日以降に提出した確定申告書の写し（令和6年創業の場合は経営届出書写し）
- (8) 申請対象エコタイヤを購入し、納品を受けたことを証する書面
（メーカー名・商品名・型式・購入本数・単価・請求金額・発行年月日が明記されたもの）
- (9) 上記（4）に係る支払いをしたことを証する書面
（領収書又は金融機関振込通知書等の写し）
- (10) 貨物自動車運送事業に係る営業実績を確認できる書類（帳簿等）
- (11) 熊本県税に未納の税額がないことが証明された納税証明書

令和7年度（2025年度）熊本県トラック物流燃費向上支援事業補助対象車両内訳書

申請者名	
------	--

(担当者名)

(連絡先)

受付番号

※申請者は記入不要

(例)	一般	熊本	800	あ	1234
-----	----	----	-----	---	------

※事業種別は、「一般」「特定」「利用」「軽貨物」の別を記載してください。

※車検の有効期間内のものに限ります。（車検切れ車両は申請対象外）

通し番号	事業種別	自動車登録番号 (車両番号)			車両1台当たりの タイヤの数	車両1台当たりの タイヤの申請数
1		熊本				
2		熊本				
3		熊本				
4		熊本				
5		熊本				
6		熊本				
7		熊本				
8		熊本				
9		熊本				
10		熊本				
11		熊本				
12		熊本				
13		熊本				
14		熊本				

事業種別	保有する車両 の総数	上記1～14の 申請台数内訳	申請する タイヤの本数
【一般】一般貨物自動車運送事業			
【特定】特定貨物自動車運送事業			
【利用】第二種貨物利用運送事業			
【軽貨物】貨物軽自動車運送事業			

※「自動車検査証記録事項」書をコピーして、右上に「通し番号」を記載し、順番に並べて提出してください。

別記第3号様式（第6条関係）

営業所名： _____

責任者名： _____

営業所住所： _____

連絡先：TEL _____

別記第4号様式（第6条関係）

誓 約 書

当社（私）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記事項のすべてを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 会長から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 2 申請書類等に不正等が判明した場合は、補助金の返還及び交付を受けた事業者名などの情報を公表されることに同意します。
- 3 申請に記載された情報について、熊本県から依頼があった場合及び協会の他の業務で利用する必要が生じた場合、提供することに同意します。
- 4 当社（私）は暴力団（熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は使用人その他の従業員等、経営に参画するものをいう。以下同じ。）も、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 5 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- 6 役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 7 役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 8 交付要綱の規定を順守し、実績報告をはじめ、補助金額の確定のために必要な書類等について、遅滞なく提出します。

公益社団法人熊本県トラック協会会長 様

令和 年 月 日

所在地	
法人名又は屋号	
代表者職・氏名	

第 号
令和 年 月 日

（氏名又は名称） 様

公益社団法人熊本県トラック協会 会長 下川 公一郎
（熊本県トラック物流燃費向上支援補助金事務局）

熊本県トラック物流燃費向上支援補助金交付決定及び確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました熊本県トラック物流燃費向上支援補助金については、トラック物流燃費向上支援補助金交付要綱7条第1項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して交付することにしましたので通知します。

記

- 1 交付額 _____ 円
- 2 交付日等 御指定の口座に速やかに振り込みます
- 3 交付の条件
虚偽申告等により、不正に熊本県トラック物流燃費向上支援補助金の交付を受けたと会長が認める場合には、補助金の返還命令に応じること。

第 号
令和 年 月 日

（氏名又は名称） 様

公益社団法人熊本県トラック協会 会長 下川 公一郎
（熊本県トラック物流燃費向上支援補助金事務局）

熊本県トラック物流燃費向上支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました熊本県トラック物流燃費向上支援補助金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、トラック物流燃費向上支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

（不交付の理由）

第 号
令和 年 月 日

（氏名又は名称） 様

公益社団法人熊本県トラック協会 会長 下川 公一郎
（熊本県トラック物流燃費向上支援補助金事務局）

熊本県トラック物流燃費向上支援補助金取消決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定した標記補助金について、下記のとおり決定しましたので、熊本県トラック物流燃費控除支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取消前の交付決定額 | 円 |
| 2 | 取消後の交付決定額 | 円 |